

条例第 27 号

宇和島市立伊達博物館設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 29 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市立伊達博物館設置条例の一部を改正する条例

宇和島市立伊達博物館設置条例（平成17年条例第94号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に改正する。

改正前	改正後								
（設置） 第1条 宇和島市の歴史文化に係る資料について、収集、保存、活用、調査、研究を図り ____、もって市民の教育、学術及び文化の発展 に寄与するため、宇和島市立伊達博物館（以下「博物館」という。）を設置する。 （名称及び位置） 第2条 博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>宇和島市立伊達博物館</td><td>宇和島市御殿町9番14号</td></tr></table>	名称	位置	宇和島市立伊達博物館	宇和島市御殿町9番14号	（設置） 第1条 宇和島市の歴史文化に係る資料について、収集、保存、活用、調査、研究を図るとともに、歴史文化の魅力を発信することにより、____教育、学術及び文化の振興並びに交流の促進に寄与するため、宇和島市立伊達博物館（以下「博物館」という。）を設置する。 （名称及び位置） 第2条 博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>宇和島市立伊達博物館</td><td>宇和島市天赦公園1番50号</td></tr></table> <u>2 博物館に次に掲げる施設を置く。</u> <u>（1） 博物館棟</u> <u>（2） 附属棟</u> （業務） 第3条 博物館は、次の<u>業務</u>を行う。 （1） （略）	名称	位置	宇和島市立伊達博物館	宇和島市天赦公園1番50号
名称	位置								
宇和島市立伊達博物館	宇和島市御殿町9番14号								
名称	位置								
宇和島市立伊達博物館	宇和島市天赦公園1番50号								
（事業） 第3条 博物館は、次の<u>事業</u>を行う。 （1） （略） <u>（2） 博物館の展示施設を美術品等の展示のための使用に供すること。</u>									

(3) (略)

(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、博物館の事業に関すること

(2) (略)

(3) (略)

(4) 博物館資料に係る電磁的記録の作成及び公開に関すること。

(5) 博物館資料の案内書、解説書、目録、図録、年報及び調査研究の報告書等の作成並びに頒布に関すること。

(6) 学芸員その他の博物館の業務に従事する人材の養成及び研修に関すること。

(7) 他の博物館、学校、図書館、研究所等との連携及び協力に関すること。

(8) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（博物館法（昭和26年法律第285号）第3条第3項の文化観光をいう。）その他の活動の推進に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、宇和島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める業務に関すること。
(開館時間)

第4条 博物館の開館時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 博物館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 火曜日（当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（この号において「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日以外の日）

(職員)

第4条 博物館に、次の職員を置く。

(1) (略)

(2) 係長

(3) (略)

(4) (略)

2 (略)

3 特に必要があるときは、館長補佐、専門員_____、主査及び主事を置くことができる。

(施設及び設備の使用許可)

第5条 博物館の展示室_____を使用しようとする者は、使用の日の10日前までに規則_____で定める申請書を館長_____に提出し、その許可を受けなければならない。

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(3) 博物館資料の展示替え作業等を行う期間

(職員)

第6条 博物館に、次の職員を置く。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

2 (略)

3 特に必要があるときは、館長補佐、専門員、係長、主任、主査及び主事を置くことができる。

(使用許可_____)

第7条 博物館の研修室（以下「研修室」という。）を使用しようとする者は、使用の日の10日前までに教育委員会規則で定める申請書を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可をするときは、管理上必要な条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、研修室の使用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 建物又は設備を汚損し、損傷し、若しくは滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3

(特別設備の設置許可)

第6条 施設使用者は____、展示室に特別の設備を設置しようとするときは、規則____で定める申請書を館長____に提出し、その許可を受けなければならない。

(許可の取消し又は使用の停止)

第7条 館長____は、____
____次の各号のいずれかに該当するときは、その許可____を取り消し、又は使用の停止を命ずるものとする。

(1) (略)

(2) 使用許可____を譲渡し、又は転貸したとき。

(3) (略)

(4) 使用____について館長____の指示に従わないとき。

2 前項の規定により____許可を取り消され、又は使用の停止を命じられた者に損害が生じた場合には、博物館____はその責めを負わない。

(入館の制限)

第8条 館長____は、次に掲げる者の入場を拒絶する

年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 管理運営上支障があると認められるとき。

(5) その他使用が適当でないと認められるとき。

(特別設備の設置許可)

第9条 研修室を使用しようとする者が、研修室に特別の設備を設置しようとするときは、教育委員会規則で定める申請書を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可をするときは、管理上必要な条件を付することができる。

(許可の取消し等____)

第10条 教育委員会は、第7条及び前条の規定による研修室の使用又は特別の設備の設置(この条において「使用又は設置」という。)の許可について、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用又は設置の許可____を取り消し、若しくは 停止を命ずることができる。

(1) (略)

(2) 使用又は設置の許可を譲渡し、又は転貸したとき。

(3) (略)

(4) 使用又は設置について教育委員会の指示に従わないとき。

2 前項の規定により使用又は設置の許可を取り消され、若しくは 停止を命じられた者に損害が生じた場合には、教育委員会は其の責めを負わない。

(入館の制限)

第11条 教育委員会は、次に掲げる者の博物館への入館を拒否し、

_____ことができる。 (1) ～ (3) (略) (4) その他<u>館長</u>_____の指示に従わない者 (使用料等の徴収) <u>第9条</u> 博物館の<u>資料</u>を<u>観覧</u>し、又は施設若しくは設備を使用しようとする者は、別表第1に定める入館料及び別表第2に定める使用料を納入しなければならない。 2 <u>使用料</u>は、使用を許可する際に徴収する。 _____	又は博物館からの<u>退館</u>を命ずることができる。 (1) ～ (3) (略) (4) その他<u>教育委員会</u>の指示に従わない者 (使用料等の徴収) <u>第12条</u> 博物館の<u>入館料</u>は無料とする。 _____
(使用料_____の不還付) <u>第10条</u> 既納の_____使用料_____は、還付しない。ただし、やむを得ない理由に基づいて博物館_____の使用を中止した場合で、市長が還付することを相当と認めた場合は、<u>既納の使用料の全部</u>又は一部を還付することができる。 (使用料等の減免) <u>第11条</u> 市長は、公益上特に必要と<u>みとめる</u>ときは、<u>第9条に定める使用料等</u>を減額し、又は免除することができる。 (資料_____の館内使用) <u>第12条</u> 資料_____を_____学芸上の研究のため特に使用しようとする者は、<u>館長</u>_____の<u>承認</u>を受けなければならない。 (資料_____の館外使用) <u>第13条</u> 資料_____の館外貸出しを受けようとする者は、<u>規則</u>_____	2 <u>企画展示</u>を<u>観覧</u>しようとする者は、別表第1に定める観覧料(以下「観覧料」という。)を納付しなければならない。 3 <u>研修室</u>の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第2に定める使用料(以下「使用料」という。)を納付しなければならない。 (使用料等の不還付) <u>第13条</u> 既納の観覧料又は使用料(次条において「使用料等」という。)は、還付しない。ただし、やむを得ない理由により<u>観覧又は研修室</u>の使用を中止した場合で、市長が還付することを相当と認めたときは、<u>その</u>_____全部又は一部を還付することができる。 (使用料等の減免) <u>第14条</u> 市長は、公益上特に必要と<u>認めた</u>ときは、_____使用料等を減額し、又は免除することができる。 (博物館資料の館内使用) <u>第15条</u> 博物館資料を館内において学芸上の研究のため_____使用しようとする者は、<u>教育委員会</u>の<u>許可</u>を受けなければならない。 (博物館資料の館外使用) <u>第16条</u> 博物館資料の館外貸出しを受けようとする者は、<u>教育委員</u>_____

_____で定める申請書を館長_____に提出して、その許可を受けなければならない。

2 前項の資料_____の館外貸出しを受けることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項に規定する指定施設
- (2) ～ (4) (略)

3 資料_____の館外貸出期間は、30日以内とする。ただし、_____必要があると認めるときは、これを延長することができる。

4 公益財団法人宇和島伊達文化保存会（以下_____「保存会」という。）所蔵の資料_____の館外貸出しについては、館長_____は保存会と協議の上、決定する。

（原状回復の義務）

第14条 展示施設使用者は、その使用を終了したときは、直ちに使用した場所を原状に復し、係員の検査を受けなければならない。

第7条 _____の規定により展示施設の使用許可を取り消されたときも、また同様とする。

（損害賠償の義務）

第15条 入館者又は使用者が、資料_____、設備又は備品を亡失し、破損し、若しくは汚損したとき_____は、市長の認定に基づき現品又は相当の代価をもって損害を弁償しなければならない。

会規則で定める申請書を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可をするときは、管理上必要な条件を付すことができる。

3 第1項の博物館資料の館外貸出しを受けることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 博物館法_____第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項に規定する指定施設
- (2) ～ (4) (略)

(5) その他教育委員会が認めるもの

4 博物館資料の館外貸出期間は、30日以内とする。ただし、教育委員会が必要があると認めたときは、これを延長することができる。

5 公益財団法人宇和島伊達文化保存会（この項において「保存会」という。）所蔵の博物館資料の館外貸出しについては、教育委員会が保存会と協議の上、決定する。

（原状回復の義務）

第17条 使用者_____は、その使用を終了したときは、直ちに_____原状に復し、職員の検査を受けなければならない。

第10条第1項の規定により_____許可を取り消されたときも、_____同様とする。

（損害賠償の義務）

第18条 _____博物館資料、設備又は備品を亡失し、破損し、若しくは汚損した者（次項において「賠償義務者」という。）は、市長の認定に基づき現品又は相当の代価をもって損害を賠償しなければならない。

(博物館協議会)

第16条 博物館法第23条第1項の規定に基づき、博物館に宇和島市立伊達博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

3・4 (略)

2 賠償義務者が前項の賠償をしないときは、教育委員会がこれを執行してその費用を徴収することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(博物館協議会)

第19条 博物館法第23条第1項の規定に基づき、博物館に宇和島市立伊達博物館協議会（次項において「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（この条において「委員」という。）の定数は、10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

3・4 (略)

(指定管理者による管理)

第20条 博物館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。第23条第1項において「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により博物館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、博物館の開館時間若しくは休館日を変更し、又は別に定めることができる。

3 第1項の規定により博物館の管理を指定管理者に行わせる場合において、第7条から第11条までの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第18条第3項の規定中「市長がやむを得ない理由があると認めるときは」とあるのは「指定管理者がやむを

得ない理由があると認め、市長の承認を得たときは」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第21条 前条第1項の規定により博物館の管理を指定管理者に行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 第3条各号に掲げる業務のうち教育委員会が定める業務の実施に関すること。

(2) 博物館の観覧に関すること。

(3) 研修室の使用許可に関すること。

(4) 博物館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(指定管理者が行う管理の基準)

第22条 指定管理者は、法令、この条例又はこの条例に基づく規則その他教育委員会の定めるところに従い、適正に博物館の管理を行わなければならない。

(利用料金)

第23条 市長は、第20条第1項の規定により博物館の管理を指定管理者に行わせる場合において、適当と認めるときは、博物館の利用に係る料金（この条において「利用料金」という。）を法第244条の2第8項の規定により当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、公益上特に必要があると認め市長の承認を得たときは、利用料金を減免することができる。

4 既納の利用料金は、還付しない。ただし、相当の理由があると

(委任)

第17条 (略)

別表第1 (第9条関係)

区分		入館料 (1人1回につき)	
		個人	団体 (20人以上)
常時展示	一般	500円	400円
	高齢者 (65歳以上)	400円	400円
	大学生	400円	200円
	高校生以下	無料	無料
特別展示		その都度定める額	

備考

- 1 観光案内業者のあっせんによる入館者は、前記各区分に基づく入館料から1割5分以内を割引いた額とする。
- 2 高校生以下とは、高校生又は出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- 3 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳保持者 (介助が必要な場合は、介助者1名を含む。) は、無料とする。

別表第2 (第9条関係)

区分	室名	使用料
展示室	第1展示室	1日につき 7,000円
	第2展示室	1日につき 5,000円

認め市長の承認を得たときは、指定管理者は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第24条 (略)

別表第1 (第12条関係)

区分		観覧料 (1人1回につき)	
		個人	団体 (20人以上)
常時展示	一般	600円	500円
	高齢者 (65歳以上)	500円	400円
	大学生	400円	300円
	高校生以下	無料	無料
特別展示		2,000円を超えない範囲で市長がその都度定める額	

備考

- 1 高校生以下とは、高校生又は出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- 2 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳保持者 (介助が必要な場合は、介助者1名を含む。) は、無料とする。

別表第2 (第12条関係)

区分		使用料
研修室		1時間につき1,200円

	第3展示室	1日につき 6,000円			
	第4展示室	1日につき 6,000円			
備考			備考		
1 1日とは、午前9時から午後5時までをいう。			1 使用料には、冷暖房料金及び水道料金を含む。		
2 入場料を徴収する場合又は営利を目的として使用する場合の使用料は、当該使用料の2倍に相当する額とする。			2 宇和島市の住民（市内に事業所等がある法人、団体等を含む。）以外の者が使用する場合の使用料は、使用料の50%に相当する額を加算する。ただし、市長が公益上特に必要と認めたときは、これを加算しないことができる。		
3 冷暖房設備を使用する場合は、使用料の2割に相当する額を加算する。			3 使用者が物品の展示販売、商品の宣伝又は販売等営利行為とみなされる目的で使用する場合の使用料は100%に相当する額を加算する。ただし、市長が公益上特に必要と認めたときは、これを加算しないことができる。		

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 指定管理者の指定に関する手続その他の博物館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。